

<現状> 都庁2020アクションプラン (2019.11)

取組項目	内容	いつ	どのくらい	責任者	実施に向けた推進・確認方法
年休・夏休の計画的取得	職員（都立学校教員を含む）に、年休と夏休の計画的な取得を推奨する。	2020年7月24日から8月9日まで、8月25日から9月6日まで	職員（知事部局等・公営企業）約4万人、都立学校教職員約1.6万人へ呼びかけ（※1）	各局総務・人事担当課長	<ul style="list-style-type: none"> 各部署で大会時の執行体制を検討 年間の休暇取得計画作成推奨等による計画的休暇取得の促進 テレワークや時差出勤、フレックスタイム等の活用促進に向けて、各部署で職員へ積極的に周知
時差出勤・フレックスタイム・テレワークの実施	大会期間中にオフピーク通勤を実施する。（テレワークや時差出勤、フレックスタイム等）		都庁本庁職員の約半数（5,000人程度）が実施（出先事業所における実施可能な取組も検討）		
	テレワークについて、大会関連業務や都民との直接対応が必要な職員を除いた本庁職員（本庁職員の約半数の5,000人程度）が週1回以上実施する。		都庁本庁職員の約半数（5,000人程度）が週1回以上実施		

<2020年2月更新>

取組項目	内容	いつ	どのくらい	責任者	実施に向けた推進・確認方法
年休・夏休の計画的取得	職員（都立学校教員を含む）に、大会期間中の年休・夏休の 計画的かつ連続的な取得を推奨 する。	2020年7月24日から8月9日まで、8月25日から9月6日まで （そのうち、テレワーク・休暇取得を集中的に実施する日を設定） ・7月27日(月) ・7月31日(金) ・8月7日(金) ・8月25日(火) ・9月1日(火) （※特に交通混雑が想定される日やパラリンピック開会日）	職員（知事部局等・公営企業）約4万人、都立学校教職員約1.6万人へ呼びかけ（※1）	各局総務・人事担当課長	<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月以降、都庁各局の大会応援職員の状況等を踏まえ、各局で実施体制を整備 年間の休暇取得計画作成推奨等による計画的休暇取得の促進 サテライトオフィスを活用したテレワーク実施の促進
時差出勤・フレックスタイム・テレワークの実施	毎日オフピーク通勤を実施する。 ○本庁・出先事業所の全職員が、8時から10時までの出勤を回避（8時以前、10時以降の始業に分散） ・競技会場周辺の出先事業所等では、観客利用が多い時間帯も加味して出勤 ・朝型勤務（8時始業以前）を推奨		都庁本庁・出先事業所の全職員（※2、※3、※4）		
	テレワークを積極的に実施する。 ○週2回以上テレワークを実施 ○期間中に1週間連続でテレワークを実施 ○サテライトオフィスの活用拡大		都庁本庁の全職員（※2、※3、※5）		

※1 東京2020大会関連業務に従事する職員は除く

※2 東京2020大会関連業務、交替制勤務、育児・介護等で実施困難な職員等は除く

※3 窓口業務等に従事する職員については、早出・遅出勤務の振り分け等により、体制を確保した上で実施

※4 都立学校の教職員も対象を含む

※5 職場での管理監督要員など、どうしても出勤が必要な場合を除く